

第十浄水場運転管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

徳島市上下水道局

1 趣旨

第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が第十浄水場運転管理業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、民間事業者の専門知識、創意工夫、技術力、優れた業務遂行能力を活用し効率的な運用を行うために、本業務に対する意欲、資質及び技術力等が優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、募集及び選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第十浄水場運転管理業務委託

(2) 委託場所

徳島県名西郡石井町藍畑字第十262番4 第十浄水場

(3) 業務範囲

第十浄水場の運転管理業務

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（契約締結の翌日から令和5年3月31日までは引継期間とする。）

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書類提出時点で、次のすべての要件を満たしている者であること。

(1) 参加形態等

ア 参加しようとする事業者の形態は、委託業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）の形態とする。

イ 共同企業体の構成企業の数に2者とし、共同企業体の代表企業を定め、代表企業が手続を行うこと。

ウ 共同企業体の代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、構成企業の出資比率の最小限度は30%以上であること。

(2) 代表企業、構成企業の参加資格要件

ア 法人格を有している者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始申立てをしている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

【実施要領】

- エ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- オ 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- キ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ク 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）の規定に違反する者でないこと。
- ケ 徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けている者でないこと。
- コ 徳島市若しくは局の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- サ 徳島市若しくは局の業務委託（建設工事に係る業務委託を除く。）の入札参加資格回避の措置を受けている者でないこと。
- シ 第十浄水場運転管理業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）で示す、総括責任者及び副総括責任者になり得る資格者及び経験を持つ者を共同企業体として配置できる者であること。
 - (ア) 水道法に定める水道技術管理者、又は水道（浄水）施設管理技士2級以上のいずれかの資格を有し、かつ、水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験が2年以上の者を1名以上
 - (イ) 水道法に定める水道技術管理者、又は水道（浄水）施設管理技士3級以上のいずれかの資格を有する者か、もしくは、水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験が2年以上の者を1名以上

(3) 代表企業の要件

- ア 徳島市総務部契約監理課（物品・役務関係）登録業者名簿に登録があること。
- イ 日本国内の水道事業又は水道用水供給事業において、水源を地表水とする施設能力30,000m³/日以上（公称能力）の凝集沈澱及び急速ろ過方式による浄水処理施設の運転管理業務を元請けとして、平成25年以降で3年以上継続して履行した実績を有すること。
- ウ 要求水準書で示す、総括責任者になり得る資格者及び経験を持つ者を以下の条件で雇用していること。
 - (ア) 令和4年7月1日現在、直接雇用※ していること。
 - (イ) 令和5年4月1日以降も継続して直接雇用を見込んでいること。
 - ※直接雇用とは、定年退職後の再雇用を含み、臨時社員、契約社員は含まない。また、産前・産後・育児休暇、病気休暇等で基準日現在休職中の者を除く。

(4) 構成企業の要件

- ア 徳島市総務部契約監理課登録業者名簿に登録があること。
- イ 徳島市内に本店を有している者であること。
- ウ 水道法に定める水道技術管理者、又は水道（浄水）施設管理技士3級以上のいずれかの資格を有する者を1名以上配置できる者、もしくは、要求水準書で示す、総括責任者を除く業務従事者になり得る資格者及び経験を有する者を2名以上配置できる者であること。

【実施要領】

エ 適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格、会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類を提出できること。

4 参加資格に関する質問・回答の公表

参加資格に関する質問がある場合は、「質問書」（様式6）に必要事項を簡潔にまとめて記載し、本業務の担当部署に電子メール（電話、ファックス、口頭、来訪等による質問は受け付けない。）で提出すること。なお、電子メールのタイトルは「運転管理業務（質問）事業者名」とし、電子メールの送信後、土日祝日を除く9時から16時までの間に電話での受信確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月8日（金）16時まで。

(2) 回答の公表

令和4年7月19日（火）までに徳島市上下水道局ホームページ上に掲載する。

5 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類の提出をもって、公募書類の記載内容を承諾したものとする。

(1) 参加申込の提出書類（以下「提出書類等」という。）

ア 「参加申込書」（様式1）

イ 印鑑証明書（アに押印した実印の証明書）

ウ 会社概要関係書類（任意様式）（代表企業、構成企業がそれぞれ提出）

エ 財務状況書類（任意様式）（代表企業、構成企業がそれぞれ提出）

オ 労働条件関係書類（任意様式）（代表企業、構成企業がそれぞれ提出）

カ 賠償保険加入状況関係書類（任意様式）（代表企業、構成企業それぞれ提出）

キ 直近1年間の国税及び地方税に滞納がないことの証明書（代表企業、構成企業がそれぞれ提出とし、県税及び市税については納税義務がある者が対象となる。）

(イ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署が発行したもので、参加申込日前3ヵ月以内のもの。）

(イ) 法人県民税及び法人事業税の納税証明書（参加申込日前3ヵ月以内に県税事務所から交付された『現在において滞納額がないことの証明』を提出すること。）

(ウ) 市税に滞納がないことの証明書（参加申込日前3ヵ月以内のものを提出すること。）

ク 「委託業務共同企業体協定書」（様式2-1）及び「委任状及び使用印鑑届」（様式2-2）の各1部を参加申込書とともに提出すること。なお、共同企業体の成立日は、原則として参加申込書の提出日とし、協定書各ページの上段に捨て印を押印のうえ袋とじで作成すること。（共同企業体が提出）

ケ 「業務受託実績表」（様式2-3）（代表企業が提出）

コ ケの業務委託実績を証する契約書等の写し（代表企業が提出）

【実施要領】

- サ 「資格者人数確認書」(様式2-4)(代表企業、構成企業がそれぞれ提出)
- シ 「配置予定者調書」(様式第2-5)(共同企業体が提出)
- ス シの配置予定者の資格を有することを証明する書類の写し、正規雇用にあることを証明する書類の写し、実績を証明する書類(任意様式)(代表企業が提出又は代表企業、構成企業がそれぞれ提出)

- (2) 提出部数 1部(正本1部、副本1部)
- (3) 提出期間 令和4年7月1日(金)から令和4年7月25日(月)16時必着
- (4) 提出方法 持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)にて本業務担当部署へ提出すること。

(5) 留意事項

- ア 提出書類等の作成及び提出等募集に関し必要な費用は、すべて参加者の負担とする。
- イ 提出後の提出書類等の差し替え、修正、追加等は認めない。
- ウ 提出された提出書類等は返却しない。
- エ 提出された提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他局が必要と認める時には、局は提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった共同企業体から提出された提出書類等については、本業務の公表以外には参加者に無断で使用しないものとする。
- オ 提出された提出書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- カ 持参の場合は、前日の正午までに本業務の担当部署へ電話にて来庁希望時間を調整し、土日祝日を除く9時から16時までの間とする。

6 参加資格審査

本業務の担当部署において提出書類等及び参加資格要件等の審査を行い、結果を令和4年8月1日(月)までに電子メールで通知し、あわせて次の旨を通知する。

- (1) 参加資格を有すると認められた場合は、提案書作成における「提案書【副本】」(様式9-2)に記載する仮称名を記載した「参加資格審査結果通知書」(様式3-1)により通知する。
- (2) 参加資格を有しないと認められる場合は、「参加資格審査結果通知書」(様式3-2)により通知する。なお、参加資格を有しないとされた理由について、次のとおり書面(様式は任意)により局に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期限は、通知を受けた日から7日以内までの9時から16時まで(ただし、土、日及び祝日を除く。)
- イ 提出方法は、持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着とする。
- ウ 局は、説明を求めた者に対し、その理由が記載された説明書を送付する。

7 現場説明会

参加資格があると認められた参加者に対して現場説明会を実施する。

【実施要領】

(1) 現場説明会参加申し込み

参加資格があると認められた参加者は、令和4年8月5日（金）16時までに「現場説明会申込書」（様式4）を電子メールで提出すること。なお、電子メールのタイトルは「運転管理業務（現場説明会）共同企業体名」とし、電子メールの送信後、土日祝日を除く9時から16時までの間に電話での受信確認を行うこと。

ア 「参加資格審査結果通知書」（様式3-1）に記載された現場説明会実施期間内で希望日時を第3希望まで記入すること。

イ 出席者は3名（補欠者は1名）以内とする。

(2) 現場説明会の実施

実施日時の詳細については「現場説明会実施通知書」（様式5）を令和4年8月10日（水）16時までに電子メールで通知し、あわせて文書を郵送する。

(3) 留意事項

ア 現場説明会で、施設位置図等の詳細な資料を配付する。なお、現場説明会以外の施設の見学は認めないものとし、当日参加しなかった場合は失格とする。ただし、天災等やむを得ない理由で当日参加できないことを事前に事務局に連絡した上で、事実がわかる証明書類が提出された場合はこの限りではない。

イ 局が提供する資料及び現場説明会で知り得た情報は、本プロポーザルに係わる検討の目的以外で使用することを禁止する。

ウ 現場説明会において職員への口頭による質問は受け付けない。

エ 現場説明会の詳細な留意事項については、別途通知する。

8 質問受付

提案書等の作成に関して必要な質問がある場合は、「質問書」（様式6）を電子メール（電話、ファックス、口頭、来訪等による質問は受け付けない）で提出すること。なお、電子メールのタイトルは「運転管理業務（質問）共同企業体名」とし、電子メールの送信後、土日祝日を除く9時から16時までの間に電話での受信確認を行うこと。

(1) 質問受付期間

現場説明会実施後から令和4年9月2日（金）16時まで。

(2) 回答の公表

令和4年9月12日（月）までに徳島市上下水道局ホームページ上に掲載する。

9 上限提案見積金額

¥372,790,000。－（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この上限提案見積金額を超えてはならない。また、引継ぎ期間の経費は事業者の負担とする。

【実施要領】

10 提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成・提出

(1) 提案書等の提出

- ア 「提案書届出書」(様式7)
- イ 「プレゼンテーション出席者届出書」(様式8)
- ウ 「提案書【正本】」(様式9-1)、「提案書【副本】」(様式9-2)
- エ 「提案見積書【正本】」(様式10-1)、「提案見積書【副本】」(様式10-2)

(2) 提案書等の書式及び体制等

提案書等は要求水準書及び第十浄水場運転管理業務委託事業者選定基準（以下「選定基準」という。）を参照し作成すること。用紙の大きさは日本産業規格 A4版縦置き左綴じ両面印刷を基本とし、A4版縦型のフラットファイルに綴じること。資料などでA3版を用いるときは片面印刷折り綴じること。A3版を超える大きさの資料の添付は認めない。なお、提案書等のボリュームは評価の対象としないため、できる限り簡潔・明瞭にまとめ、資料を添付する場合は過大なものとならないようにすること。

ア 正本

- (ア) 提案書の正本の表紙には、「提案書【正本】」(様式9-1)を使用し1部作成する。
- (イ) 「提案見積書【正本】」(様式10-1)を使用し1部作成し、積算内訳がわかる書類（任意様式）も必ず添付すること。

イ 副本

- (ア) 提案書の副本の表紙には、「提案書【副本】」(様式9-2)を使用し「参加資格審査結果通知書」(様式3-1)で指示された仮称名を記載し10部作成する。なお、事業者名等は必ず記載しないものとし、添付した資料を含めて具体的な事業者名が特定できる事項（ロゴ、略称等を含む）が残置されることがないように細部に渡り注意すること。
- (イ) 「提案見積書【副本】」(様式10-2)を使用し「参加資格審査結果通知書」(様式3-1)で指示された仮称名を記載し10部作成すること。

ウ 提案書等一式の電子データをCD-R又はDVD-Rにより提出すること。

(3) 提出期間 令和4年10月3日（月）から令和4年10月12日（水） 16時必着

(4) 提出方法 持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて本業務の担当部署へ提出すること。

(5) 提案書等の著作権等の取り扱い

ア 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 局は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 局は、提出された提案書等について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等

【実施要領】

は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

(6) 留意事項

- ア 提案書等の作成及び提出等募集に関し必要な費用は、すべて参加者の負担とする。
- イ 提出後の提案書等の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。
- ウ 提出された提案書等は返却しない。
- エ 持参の場合は、来庁希望日の前日の正午までに本業務の担当部署へ電話にて来庁希望日を調整するものとする。なお、受付は土日祝日を除く9時から16時までの間とする。

(7) 提案書等の無効

次のいずれかに該当する提案書等は無効とし失格とする。

- ア 参加資格がない者が提出した場合。
- イ 複数の提案書等を提出した場合。
- ウ 実施要領に基づいた体裁及び様式に従った構成となっていない場合。
- エ 提出書類等、提案書【正本】に記名押印のない場合。
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合。
- カ 提出書類等、提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- キ 要求する水準及び性能を明らかに満たさない場合。また、矛盾している場合。
- ク 同一事項に対し、二通り以上の提案がされた提案書等。
- ケ 提案見積金額が上限を超えた場合。

1.1 提案審査

(1) 審査会の設置

提案の審査、評価及び最優秀提案者の特定を行うため、第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」とする。）を設置する。

(2) 基礎審査

本業務の担当部署において提案書等の内容について基礎審査を行い、結果を電子メールで通知し、あわせて次の旨を通知する。

- ア 提案書等の内容が有効と認められた場合は、プレゼンテーション及びヒアリング実施の詳細を記載した「基礎審査結果及びプレゼンテーション実施通知書」（様式11-1）を通知する。
- イ 提案書等の内容が無効と認められる場合は、「基礎審査結果通知書」（様式11-2）により通知する。なお、内容が無効とされた理由について、次のとおり書面（様式は任意）により局に対し説明を求めることができる。
- (ア) 提出期限は、通知を受けた日から7日以内までの9時から16時まで（ただし、土、日及び祝日を除く。）。

【実施要領】

(イ) 提出方法は、持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着とする。

(ウ) 局は、説明を求めた者に対し、その理由が記載された説明書を送付する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された提案書等が有効と判断された事業者に対し、審査委員会において参加者が提案内容に関するプレゼンテーションを行い、委員が質疑等のヒアリングを行い審査する。

ア プレゼンテーションへの出席者は、「プレゼンテーション出席者届出書」（様式8）に記載された業務開始時に総括責任者となる予定の者を含む3名以内とし、設営や準備における補助者は1名までとする。ただし、記載された者が、天災等やむを得ない理由で当日参加できないことを事前に事務局に連絡した上で、事実がわかる証明書類が提出された場合はこの限りではない。

イ 説明会は全体で50分間とし、提案時間は30分以内とする。また、プレゼンテーション終了後に、審査委員によるヒアリングを20分程度行う。なお、提案の途中であっても30分経過した時点で提案は終了するものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

エ プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

オ スクリーンは局が用意するが、パソコン及びプロジェクター等は参加者が用意するものとする。

カ 提案内容及び説明に事業者名が判明しないよう留意すること。また、服装、持ち物及び使用する電子機器にも、事業者名が判明しないよう留意すること。

キ 参加者が1者のみの場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

ク 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、プレゼンテーション及びヒアリングの審査方法を変更することがある。その際は、別途通知する。

ケ 災害その他やむを得ない理由がある場合には、延期若しくは取り止めることがある場合は別途通知する。

(3) 議事録

参加者はプレゼンテーション及びヒアリングの説明事項及び質疑応答の内容を記録し、詳細な議事録を作成のうえ、3日以内に電子メールで提出すること。なお、電子メールのタイトルは「運転管理業務（議事録）共同企業体名」とし、電子メールの送信後、土日祝日を除く9時から16時までの間に電話での受信確認を行うこと。

1.2 優先交渉権者等の決定及び公表等

(1) 優先交渉権者等の決定

局は、審査委員会による審査結果の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決する。

(2) 結果の公表等

審査結果は、優先交渉権者決定後に参加者へ「第十浄水場運転管理業務委託選考結果通書」(様式12)を通知した上で、後日、徳島市上下水道局ホームページ上に掲載する。

- (3) 優先交渉権者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により局に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限は、(2)の通知を受けた日から7日以内までの9時から16時まで(ただし、土、日及び祝日を除く。)

イ 提出方法は、持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着とする。

ウ 局は、説明を求めた者に対し、その理由が記載された説明書を送付する。

1.3 優先交渉権者との協議

- (1) 契約の締結

局は、優先交渉権者と契約金額を含む契約条件等について協議を行い、当該協議の結果に基づき優先交渉者と業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が整わない場合には、局は次点交渉権者と協議を行うものとする。

- (2) 覚書の締結

優先交渉権者は、事務引継及び業務習熟に係る覚書を局と結ぶこと。

1.4 辞退

参加者が辞退する場合は、「参加辞退届」(様式13)を持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)にて本業務の担当部署へ提出すること。

1.5 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加事業者は、プロポーザルにて知り得た情報等について他に漏らしてはならない。
- (3) 提出された提出書類等・提案書等は返却しない。
- (4) 提出後の提出書類等・提案書等の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (5) 提出された提出書類等・提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出された提出書類等・提案書等は、徳島市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルが公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (9) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

1.6 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申し込み以降、契約締結日までに本要領第3項に示す参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (2) 本プロポーザルにおいて、共同企業体の代表企業又は構成企業のいずれかの者で、他の共同企業体の代表企業、構成企業としていることが判明した場合。
- (3) 提出期限を過ぎて書類を提出した場合。
- (4) 提出書類等、提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (5) 提出書類等に不備、錯誤があり、審査委員会及び本業務の担当部署が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (6) 正当な理由なく現場説明会に参加しなかった場合。
- (7) 提案見積金額が本要領第9項に示す上限提案見積金額を超えていた場合。
- (8) 提案書等が本要領第10項第7号に該当し無効となった場合。
- (9) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合。
- (10) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合。
- (11) その他、本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合。

17 スケジュール

日 程	内 容
令和4年 7月 1日	募集要領等の公告
令和4年 7月 1日～令和4年 7月 8日	参加資格等の質問受付期間
令和4年 7月19日までに回答	参加資格等の質問への回答の公表
令和4年 7月25日必着	参加申込書受付期限
令和4年 8月 1日までに発送	参加資格審査の結果通知
令和4年 8月 5日必着	現場説明会参加申込受付期限
令和4年 8月（下旬）予定	現場説明会
現場説明会実施後～令和4年 9月 2日	提案書等の作成に関する質問受付期間
令和4年 9月12日までに回答	提案書等の作成に関する質問への回答の公表
令和4年10月 3日～令和4年10月12日	提案書等受付期間
令和4年10月（中旬）予定	提案書等基礎審査結果及びプレゼンテーション実施通知
令和4年11月（月上旬）予定	プレゼンテーション及びヒアリング
令和4年11月（中旬）予定	優先交渉権者決定
令和4年11月（下旬）予定	業務委託契約締結
契約締結日の翌日～令和5年3月31日	業務引継及び習熟期間

担当部署

名 称 徳島市上下水道局 浄水課 浄水計画係
 住 所 〒779-3214 徳島県名西郡石井町藍畑字第十262番4
 電話番号 088-674-1334
 F A X 088-674-2860
 E - mail suido_josui@city-tokushima.i-tokushima.jp
 ホームページ <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/index.html>

【実施要領】